

山中湖村公告第 5 号

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 7 日

山中湖村長 高村 正一郎



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
山中湖村村民生活環境産業課
山中湖村ホームページ
(リンク <https://www.vill.yamanakako.lg.jp>)
- 3 本公告により、山中湖村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。